

## 静岡県告示第314号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、県と包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面を次のとおり閲覧に供する。

令和4年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 閲覧期間 令和4年4月12日～令和5年3月31日（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 2 閲覧時間 午前9時～午後5時
- 3 閲覧場所 経営管理部行政経営局人事課（県庁東館6階）